# 令和7年度東京都稅制調查会報告(案) 概要版

### I 税制改革の視点

- 少子高齢・人口減少社会
- 地方分権改革の推進

■ 財政の持続可能性の確保

■ 地方税体系の在り方

- 所得格差に対応した税制
- 税制のグリーン化

## Ⅱ 税制改革の方向性

#### 個人住民稅利子割

- ■原則である<u>住所地課税に向けて見直す方向性に異論はない</u>。達成時期の 目標を示すなど、<u>具体的に進めていくことが重要</u>
- ■国は清算制度導入を提案するが、税の帰属地を変更する重大性に鑑み、<u>拙</u> 速な清算制度の導入ではなく、適正な調査を実施し、正しく実態を把握した 上で見直しの提案をすべき。都が金融機関数行に対し独自調査を実施したと ころ、預金残高の都シェアについて短期間のうちに回答を取得
- ■国が提案する所得の課税データによる清算制度は、<u>利子所得と勤労所得で</u> 所得を生み出す年齢層の傾向が異なり、指標として妥当でない
- ■仮に移行措置を導入する場合、全国の金融機関に調査を行い、都道府県 ごとの個人預金残高のシェアを活用すること、インターネット銀行等の部分のみ をその他の銀行等の税収シェアにて按分することが考えられるとの意見
- ■金融機関・地方自治体の負担軽減の観点からも、DX推進や国・地方の一体的な税務事務の改善等、望ましい制度構築に向けて検討すべき
- ■口座へのマイナンバー付番等により住所地課税が実現した場合、金融所得の損益通算が可能になるとともに、社会保険制度の持続可能性確保、個人住民税の現年課税化、マネーロンダリングの防止にも資する

#### ふるさと納税

- <u>受益と負担の関係という地方税の原則、寄附本来の趣旨を踏まえ、廃止を</u> 含め制度の抜本的な見直しを行うべき
- <u>官製通販化した実態など、寄附とかけ離れた利用が常態化</u>。国は見直しを 重ねてきたが、本質的な問題の解決には至っていない
- ■仲介サイト手数料等により<u>寄附先自治体の活用可能額は寄附金の5割程</u> 度、本来、行政サービスに活用されるべき財源が地方自治体の外に流出
- ■見返りを求めない「寄附」本来の姿に近づけるため、返礼割合の段階的引下 げ、特例分控除割合の上限の引下げ等も考えられる
- ■「ふるさと納税」廃止後の寄附金税制の在り方として、寄附者の居住する各 自治体が政策意思を反映できる方向で制度の検討を進めていくべき

#### 二地域居住等と税制

- ■二地域居住者は、地方消費税など、現行制度においても一定の税を負担
- ■税を議論する前提として、<u>二地域居住者の受益の整理、法改正、自治体業務の複雑化への対応を検討</u>することが必要。国は、<u>二地域居住者を明確に</u> 定義し、実態調査を行った上で、丁寧に検討を進めていくべき

- 1 -

#### 法人課税

- ■法人税改革の効果検証が十分でないまま税率を引き上げることの妥当性に 疑義があること等を踏まえれば、法人税率の引上げは慎重に検討すべき
- <u>租税特別措置は効果検証が不可欠</u>であり、<u>期限が到来した措置</u>は必要性等を十分に検証し、廃止を含めてゼロベースで見直すべき
- ■中小法人に対する様々な優遇措置が大企業による減資の一つの誘因との指摘もあり、中小法人の税法上の定義の妥当性について検討が必要

#### 地方法人課税

- <u>地方法人課税の国税化措置は</u>、地方自治体の自主財源である<u>地方税を</u> 縮小するもの。 受益と負担の対応性を重視する地方税の原則に反する
- ■税制を検討する際は、<u>都特有の財政需要及び日本経済を牽引する首都東京としての役割も考慮</u>の上で、税収と財政需要の双方の観点を踏まえるべき。 税収の多寡のみをもって財政力の格差を捉えるのは不適切

## Ⅲ 高齢化と税制

- ■財源の議論を回避して社会保障を維持・充実すれば、財源を世代間で奪い合うことになる。税と保険料を組み合わせ、全世代で広く負担することが必要
- ■全世代型社会保障の観点から、<u>財源として税の比重を高めつつ、所得等が</u> 豊かな者に負担を求めていくことが望ましい
- ■世代間や世代内の公平性確保に向けて、金融所得や副業収入など<u>保険料</u>の賦課ベースを拡大、高齢者を含め能力に応じた負担とすべき
- ■より公平な社会保障制度の構築に向けては、給付対象の正確な捕捉という 観点からも、税務行政のデジタル化等の情報インフラの整備を進めていく必要

■ <u>地域間の財源の不均衡は地方交付税制度で行うべき</u>であり、<u>一般財源ベースで見れば調整済</u>。日本全体の持続的な成長に向けて、<u>限られた財源の奪</u>い合いではなく、担うべき事務と権限に見合う地方税の充実・確保が必要

#### 自動車関連税

- ■環境性能割を軽減する場合、種別割をより環境税制として位置付けるべき
- ■環境重視の観点から、ガソリン車等にCO2排出量基準を早期に導入すべき
- EVに対する最低税率での課税は、公平性の観点から問題であり、早期に車 体重量を基準とする課税体系を構築すべき
- ■種別割のグリーン化税制の重課対象について、ガソリン車と性能が変わらない HVを含めるなど環境性能を反映する形に見直すべき
- ■自動車関連税は地方自治体の貴重な財源であり、税収規模を維持すべき
- ■中長期的な方向として、例えば、<u>課税標準を車体重量若しくは走行距離に、</u> 又はCO2排出量・重量・走行距離の組合せとする方法の検討が必要

### IV 公共インフラ(道路等)の維持管理・更新と税制

- 高度経済成長期に整備されたものが多く、近年老朽化に伴う更新需要が顕在化しており、道路等の維持的経費の割合は増加傾向
- ■平成30年、国は、道路等に要する今後30年間の費用を約76兆円と推計しているが、その後の建築資材の高騰等により増大の可能性
- ■今後の安定的な財源確保に向けて、<u>税収のほか、公債、交付金、補助金制</u> 度等、様々な角度から調達手段を検討していくことが必要
- ■新技術の活用等による経費節減など歳出面の検討に合わせ、長期推計を 更新し、長期的な財政需要の見通しを明らかにすることが必要